

令和元年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その5)

区 分	件 名	概 要																				
<p>◎予算 (2件)</p> <p>◎条例案 (11件) 環境生活部</p> <p>農林水産部</p>	<p>【1】令和元年度三重県一般会計補正予算(第3号) (豚コレラの感染拡大防止対策、養豚農家に対する経営支援対策及び風評被害対策の実施に係る補正予算 約11億円)</p> <p>【2】令和元年度三重県一般会計補正予算(第4号) (旧三重武道館の解体工事の補助金の増額に係る補正予算 約52百万円)</p> <p>【3】 語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例案</p> <p>【4】 三重県卸売市場条例案</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>2 件</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">議案 17件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>11 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td>報 告 出</td> <td>26 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>1 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>48 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>地方公務員法等の一部改正に鑑み、語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の全部を改正するものである。 (令和2年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員である語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償について、規定を整備する。</li> </ul> <p>卸売市場法の一部改正に伴い、規定を整理するとともに、小規模等卸売市場の適正かつ健全な運営を確保し、その開設等に係る規定を整備するため、三重県卸売市場条例の全部を改正するものである。 (令和2年6月21日(一部令和元年12月21日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 三重県卸売市場整備計画、三重県卸売市場審議会、地方卸売市場の開設の許可等に関する規定を削除する。</li> <li>(2) 地方卸売市場の認定の手数料に関する規定を定める。</li> <li>(3) 小規模等卸売市場の開設、遵守事項、指導等に関する規定を整備する。</li> </ol>	予 算	2 件	}	議案 17件	条 例 案	11 件	その他議案	4 件	認 定	4 件	報 告 出	26 件	提 出	1 件			計	48 件		
		予 算	2 件	}			議案 17件															
条 例 案	11 件																					
その他議案	4 件																					
認 定	4 件																					
報 告 出	26 件																					
提 出	1 件																					
計	48 件																					

<p>戦略企画部 環境生活部 教育委員会</p>	<p><b>【5】</b> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>住民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、個人番号の利用範囲についての規定を整備するものである。 (令和2年3月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に掲げる事務を個人番号を利用することができる事務に加える。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務</li> <li>② 私立高校生等奨学給付金の支給に関する事務</li> <li>③ 県立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務</li> <li>④ 県立高校生等奨学給付金の支給に関する事務</li> </ol> </li> </ul> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (利用範囲) 第9条(略)</p> <p>2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税(地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。 3～5(略)</p>
<p>県土整備部</p>	<p><b>【6】</b> 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。 (令和2年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 都市計画法に基づく開発行為の許可等の事務を処理することとする市町に、松阪市を加える。</li> <li>(2) 三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づく設計の確認等の事務を処理することとする市町に、松阪市を加える。</li> <li>(3) 三重県屋外広告物条例に基づく広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止する地域等の指定等の事務を処理することとする市町に、桑名市を加える。</li> <li>(4) 三重県屋外広告物条例に基づく広告物の表示又は掲出物件の設置の許可等の事務を処理することとする市町に、桑名市を加える。</li> </ol> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>○ 地方自治法 (条例による事務処理の特例) 第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。 2～4(略)</p>

<p>総務部</p>	<p><b>【7】</b> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p>
<p>総務部</p>	<p><b>【8】</b> 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理するものである。</p> <p>(令和元年12月14日(一部令和2年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に掲げる条例の成年被後見人等に関する規定を整理する。       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 三重県職員退職手当支給条例</li> <li>② 職員の給与に関する条例</li> <li>③ 職員等の旅費に関する条例</li> <li>④ 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</li> <li>⑤ 公立学校職員の給与に関する条例</li> <li>⑥ 公立学校職員の退職手当に関する条例</li> <li>⑦ 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</li> <li>⑧ 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</li> </ol> </li> </ul>
<p>県土整備部</p>	<p><b>【9】</b> 三重県手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備するものである。</p> <p>(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等について、複数の建築物で省エネルギーに資する発電設備等を共有する場合に対応するため、規定を整備する。</li> </ul>

<p>子ども・福祉部</p>	<p>【10】 三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例案</p>	<p>高齢者の増加等地域の実情に鑑み、民生委員の定数の改正を行うものである。 (令和元年12月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員の定数を改正する。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,197人</td> <td>4,236人</td> <td>39人</td> </tr> </tbody> </table>	現行	改正後	増減	4,197人	4,236人	39人
現行	改正後	増減						
4,197人	4,236人	39人						
<p>農林水産部</p>	<p>【11】 三重県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例案</p>	<p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律に鑑み、年金管理者についての規定を整備するものである。 (令和元年12月14日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金管理者となることができない者のうち「成年被後見人又は被保佐人」を「年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことが困難な常況にある者」に改める。</li> </ul>						
	<p>【12】 三重県立自然公園条例の一部を改正する条例案</p>	<p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による自然公園法の一部改正に鑑み、指定認定機関についての規定を整備するものである。 (令和元年12月14日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定認定機関となることができない者のうち「成年被後見人又は被保佐人」を「心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定める者」に改める。</li> </ul>						

<p>県土整備部</p>	<p>【13】 三重県建築基準条例の一部を改正する条例案</p>	<p>建築基準法等の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (公布の日から施行)</p>
<p>◎その他議案 (4件) 県土整備部</p>	<p>【14】 工事請負契約について</p>	<p>一般国道167号(磯部BP)道路改良(恵利原五知トンネル(仮称))工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 場所 志摩市磯部町恵利原地内～五知地内</li> <li>○ 契約金額 6,851,196,000円</li> <li>○ 契約方法 一般競争入札</li> <li>○ 請負者住所氏名 津市栄町1丁目864番 前田・稲葉・磯部特定建設工事共同企業体 代表者 前田建設工業株式会社三重営業所 所長 水野 裕史</li> </ul> <p>○ 工事の概要 トンネル工 L=1,823.0m 道路工 L=177.0m</p>
<p>教育委員会</p>	<p>【15】 訴えの提起(和解を含む。)について</p>	<p>在職期間中に懲戒免職処分相当の非違行為を行った相手方に対して、既に支払われた退職手当の全部にかかる返納命令を平成29年9月4日付けで行ったが、その後返還が行われず滞っているため、その支払を求めるものである。</p>

<p>企業庁</p>	<p>【16】 平成30年度三重県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について</p>	<p>地方公営企業法第32条第2項の規定に基づくもの。</p>
<p>◎認定 企業庁</p>	<p>(4件) 【17】 平成30年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について</p> <p>【18】 平成30年度三重県水道事業決算</p>	<p>地方公営企業法第32条第2項の規定に基づくもの。</p> <p>地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。</p>

企業庁 つづき	<p>【19】 平成30年度三重県工業 用水道事業決算</p> <p>【20】 平成30年度三重県電気 事業決算</p> <p>【21】 平成30年度三重県病院 事業決算</p>	<p>地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。</p> <p>地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。</p> <p>地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。</p>
------------	---	---

<p>◎報告 (26件) 県土整備部</p>	<p>【22】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。))について)</p>	<p>県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求等の訴えの提起(和解を含む。)を行った。</p>
<p>地域連携部</p>	<p>【23】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>令和元年5月14日度会郡玉城町宮古地内の県道玉城南勢線において発生した松阪地域防災総合事務所(地域調整防災室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 723,600円</p>
<p>農林水産部</p>	<p>【24】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成30年8月22日鈴鹿市西条地内の市道において発生した中央農業改良普及センター(専門技術室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 117,180円</p>



<p>農林水産部 つづき</p>	<p><b>【25】</b> 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p> <p><b>【26】</b> 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p> <p><b>【27】</b> 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成30年8月24日松阪市下蛸路町地内の国道42号において発生した松阪農林事務所(松阪地域農業改良普及センター)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 1,308,889円</p> <p>平成31年3月27日津市藤方地内の市道において発生した畜産研究所(中小家畜研究課)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 135,141円</p> <p>令和元年6月5日津市長岡町地内の市道において発生した伊勢農林水産事務所に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 345,707円</p>
----------------------	---	--

雇用経済部	<p>【28】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>令和元年7月10日津市栗真中山町地内の国道23号において発生した計量検定所(検定・検査課)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 165,727円</p>
県土整備部	<p>【29】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成30年8月21日津市栗真中山町地内の国道23号において発生した県土整備部(営繕課)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 753,305円</p>
警察本部	<p>【30】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成29年1月20日津市高茶屋四丁目地内の国道165号において発生した津南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 389,975円</p>

<p>警察本部 つづき</p>	<p>【31】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p> <p>【32】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p> <p>【33】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成29年3月23日津市鳥居町地内の市道において発生した伊賀警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 80,100円</p> <p>平成30年4月21日鈴鹿市磯山四丁目地内の国道23号において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 26,910円</p> <p>平成30年8月21日津市栄町三丁目地内の駐車場において発生した津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 108,000円</p>
---------------------	--	---



<p>警察本部 つづき</p>	<p><b>【37】</b> 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p> <p><b>【38】</b> 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p> <p><b>【39】</b> 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成31年2月6日松阪市大足町地内の駐車場において発生した松阪警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 42,163円</p> <p>平成31年3月18日鈴鹿市長法寺町地内の敷地において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 120,960円</p> <p>平成31年4月19日鈴鹿市三宅町地内の国道306号において発生した四日市西警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 268,152円</p>
---------------------	---	--

<p>警察本部 つづき</p>	<p>【40】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成31年4月23日三重郡菰野町大字菰野地内の町道において発生した四日市西警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 96,219円</p>
<p>県土整備部</p>	<p>【41】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成31年4月24日四日市市大字茂福地内の駐車場において発生した四日市北警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 87,480円</p>
<p>県土整備部</p>	<p>【42】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成30年12月3日伊賀市西明寺地内の国道163号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 31,552円</p>

<p>県土整備部 つづき</p>	<p>【43】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成30年12月9日名張市中知山地内の県道名張首爾線にお いて、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の 額について和解した。 損害賠償額 129,967円</p>
<p>教育委員会</p>	<p>【44】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含 む。))について)</p>	<p>三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督 促に係る訴えの提起(和解を含む。)を行った。</p>
<p>病院事業庁</p>	<p>【45】 私債権の放棄について</p>	<p>三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第15条の 規定に基づくもの。</p>

<p>総務部</p>	<p>【46】 議会の議決すべき事件以外の契約等について</p>	<p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約の変更  <b>【契約名称】</b>職員公舎(東紀州世帯用)民活整備運営事業契約  <b>【履行場所】</b>三重県尾鷲市宮ノ上町1369番11  三重県熊野市井戸町紺ノ屋1150番1  <b>【契約金額】</b>変更前434,027,500円  変更後435,636,986円  <b>【契約方法】</b>随意契約  <b>【契約の相手方の住所及び氏名】</b>  三重県伊勢市村松町1364番地8  M's東紀州株式会社  代表取締役 船谷 哲司  <b>【変更契約の年月日】</b>令和元年8月20日  <b>【契約期間】</b>平成24年3月30日から  令和15年3月31日まで</p>
<p>出納局</p>		<p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約の変更  <b>【契約名称】</b>三重県財務会計・予算編成支援システムの機器更新に係るクライアント関連機器賃貸借及び保守業務  <b>【履行場所】</b>三重県出納局、三重県吉田山会館 他  <b>【契約金額】</b>変更前59,266,080円  変更後59,272,910円  <b>【契約方法】</b>随意契約  <b>【契約の相手方の住所及び氏名】</b>  三重県松阪市石津町字地藏裏353番地1  株式会社松阪電子計算センター  代表取締役 熊崎 孝  <b>【変更契約の年月日】</b>令和元年8月21日  <b>【契約期間】</b>平成26年9月1日から  令和2年3月13日まで</p>



<p>企業庁 病院事業庁</p>	<p>【47】 平成30年度決算に係る 資金不足比率(企業会 計分)について</p>	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の 規定に基づくもの。</p>
<p>◎提出  (1件)</p>	<p>【48】 県の出資等に係る法人の 経営状況に関する説明書</p>	<p>地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の規 定により、公益財団法人三重こどもわかもの育成財団、公立大学 法人三重県立看護大学及び地方独立行政法人三重県立総合医 療センターの経営状況を説明する書類を提出するものである。</p>

令和元年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その6)

区 分	件 名	概 要																					
<p>◎条例案 警察本部 (1件)</p>	<p>【1】 三重県警察関係手数料 条例の一部を改正する条 例案</p>	<table border="1" data-bbox="730 360 1489 633"> <tr> <td>予 算</td> <td>1 件</td> <td rowspan="5">議案 1件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>その 他</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>1 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1 件</td> <td></td> </tr> </table> <p>道路交通法施行令の一部改正に伴い、免許証再交付手数料等についての規定を整理するものである。 (令和元年12月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 免許証再交付手数料を2,250円(現行3,500円)に引き下げる。  (2) 運転免許試験手数料及び免許証交付手数料について、「公安委員会がやむを得ないと認める事情があったこと」の区分を新設する。</p> <table data-bbox="754 958 1102 1021"> <tr> <td>運転免許試験手数料</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>免許証交付手数料</td> <td>1,700円</td> </tr> </table>	予 算	1 件	議案 1件	条 例	1 件	その 他	1 件	認 定	1 件	報 告	1 件	提 出	1 件		計	1 件		運転免許試験手数料	800円	免許証交付手数料	1,700円
予 算	1 件	議案 1件																					
条 例	1 件																						
その 他	1 件																						
認 定	1 件																						
報 告	1 件																						
提 出	1 件																						
計	1 件																						
運転免許試験手数料	800円																						
免許証交付手数料	1,700円																						